

科目番号	25-301-29	学期	A	単位数	2	
法学部との合併	無	法科大学院との合併	無	受入学生	修博	
他コースとの合併	有	基礎法学コース	他研究科との合併	無		
担当教員	石川 健治					
題目	公権論を読む（2）					
授業の目標・概要等	<p>誤解を恐れずにいえば、『公権論』を読まずして、日本の公法学を読み解くことはできない。まずはそのことの hermeneutisch な意味を深く考えてもらいたい。研究対象をドイツ法学以外に、さらには公法学以外に求めるものにとっても、日本の言説の磁場のなかを生きようとする以上は、修業時代に『公権論』と格闘しておくことの意味は小さくないはずである。また、「法学は社会科学の数学である」（H. Cohen）という意味において、本書は、社会科学全般の古典でもある。折角の機会であるから、じっくりと読んでゆくことにしたい。</p>					
授業計画	<p>まずは、誰でも読んでいることになっている、有名な第7章を読んで、一定の満足感を味わっていただくところから始めるつもりである。その先をどうするかは参加者と相談して決めるが、思い切って最終章から読んでみるのも悪くはないか、という気もしている。</p>					
授業の方法	<p>如上のテキストを輪読しつつ、自由に討議する。毎回の報告者には、必ず対象報告者がつくこととし、訳文の問題点を指摘するほか、関連資料についても調査して報告者を補佐する。</p>					
成績評価の方法	平常点による。					
教材・主要文献等	Georg Jellinek, System der subjektiven öffentlichen Rechte, 2. Aufl., 1905.					
履修上の注意	<p>必要があれば、時間を延長して、キリの良いところまで読む。夏休みを利用しての、補講・合宿もあり得べし、と考えている。</p>					
使用言語	日本語、ドイツ語					
開講年度の予定						